

○西原村競争契約入札心得

平成11年1月26日

告示第4号

改正 平成14年5月27日告示第7号

平成29年2月22日告示第3号

令和3年6月24日告示第19号

西原村競争入札心得(昭和58年西原村告示第29号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 西原村が発注する建設工事、調査、測量、設計等(以下「村工事等」という。)の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、西原村財務規則(昭和39年西原村規則第1号。以下「規則」という。)その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、規則第64条の公告において指定した期日までに、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当者(規則第2条第5号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行の際、入札見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札

保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

- 3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供
する場合は、封筒に必要事項を記入して出納員(規則第6条に規定する出納員を
いう。以下同じ。)の面前において密封し、かつ、封印して提出しなければな
らない。この場合において、出納員は預り証を交付する。
- 4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が
銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)の保証
である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。
- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外の者に対しては入札
執行後に、その預り証と引換えにこれを還付し、落札者に対してはその預り
証と引換えに領収証を交付する。
- 6 落札者が第14条第1項の期間内に契約書(建設工事にあつては別記第1号様式。
調査、測量、設計等にあつては別に定めた様式。以下同じ。)の案を提出しな
いときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は村に帰属する。

(入札等)

- 第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書の案、現場等を熟覧のうえ、入札
しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書の案等につ
いて疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は、別記第2号様式により作成し、公告又は通知書(別記第3号様式)に
示した時刻までに提出しなければならない。この場合において、工事名、工
事場所、商号及び代表者名を記入した封筒に封入するものとする。
 - 3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であつて、契約担当者
においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することがで
きる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親
展」と、朱書し、中封筒に入札工事名及び入札日時を記載し、契約担当者あ
てに提出しなければならない。
 - 4 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは、無効とする。

- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。ただし、あらかじめ委任状を提出してある場合は、この限りでない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札代理人とすることはできない。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に村工事等を粗雑にした者
 - (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るため連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 8 入札者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず引換え又は取消しをすることはできない。
- 9 入札者は、あらかじめ契約担当者から工事費内訳書の提示又は提出を求められた場合は、第1回の入札に際し、工事費内訳書を提示又は提出しなければならない。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であっても、入札辞退届(別記第4号様式)を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - (2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入

札を執行する者に直接提出して行う。

- 3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の延期又は取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 2以上の意思表示をした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 最低制限価格を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち前条の規定による落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 最低制限価格を設けた場合において当該競争入札に参加した者のうち、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、その村工事等の再度の入札に参加することはできない。

3 入札を執行する前に予定価格を公にしたものについては、第1項の規定にかかわらず再度の入札は行わない。

(同一価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、それぞれ契約

金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を契約担当者が指定する金融機関に払い込み、納入通知書兼領収書の交付を受け、納入通知書兼領収書の写しに契約保証金納付書を添えて契約担当者に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合には、当該担保が有価証券であるときは、当該有価証券に保管有価証券納付書を添えて契約担当者に提出しなければならない。
- 5 第3条第4項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。
(入札保証金の振替え)

第13条 契約担当者に必要があると認められた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第14条 契約書の案を作成する場合には、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合には、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。

(異議の申出)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書の案、現場等についての不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

附 則

- 1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この西原村競争契約入札心得は、この告示の施行の日以後に行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、この告示の施行の前に行われた公告その他契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則(平成14年告示第7号)

この告示は、平成14年5月30日から施行する。

附 則(平成29年告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年告示第19号)

この告示は、公布の日から施行する。

公共工事請負契約書

1 工事番号 第 号

2 工事名

3 工事場所

4 工期 年 月 日から
年 月 日まで

5 請負代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____)

6 契約保証金

7 解体工事に要する費用等

上記の工事について、発注者西原村と受注者 _____ は
各々の対等な立場における合意に基づいて、西原村公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容
によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 西原村
代表者 _____ 印

受注者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

別記第2号様式

入 札 (見 積) 書

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

工事番号 第 号

工事名

工事場所

西原村競争契約入札心得その他関係規定を承諾のうえ入札(見積)します。

年 月 日

住 所

商号又は
名 称

代表者名

印

西原村長 様

(備考)

- 1 入札(見積)金額の有効数字直前に¥を付すこと。
- 2 入札、見積の場合、それぞれ不要の文字を抹消のこと。
- 3 入札、(見積)金は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

様

西原村長

指 名 競 争 入 札 通 知 書

下記のとおり指名競争入札に付しますから熊本県競争契約入札心得その他関係規定を承知のうえ、入札してください。

記

- | | | | | | | | |
|----|-------------|---|---|----|----|---|--|
| 1 | 競争入札に付する事項 | | | | | | |
| | (1) 工事番号 | 第 | | 号 | | | |
| | (2) 工事名 | | | | | | |
| | (3) 工事場所 | 市 | 町 | 大字 | 地内 | | |
| | | 郡 | 村 | | | | |
| 2 | 契約条項を示す場所 | | 月 | 日 | 自 | 時 | 分 仕様書配布 |
| | | | | | 至 | 時 | 分 |
| 3 | 競争入札及び開札の場所 | | | | | | |
| 4 | 競争入札及び開札の日時 | | 月 | 日 | 時 | 分 | |
| 5 | 入札保証金 | | 免 | 除 | | | |
| 6 | 無効入札に関する事項 | | | | | | 西原村競争契約入札心得による |
| 7 | 契約締結の申し出期限 | | | | | | 同上 |
| 8 | 入札辞退 | | | | | | 入札を希望しない場合は入札を辞退することができる。(西原村競争契約入札心得で定めた入札辞退届(別記第3号様式)を提出すること。) |
| 9 | 最低制限価格 | | | | | | 有 無 |
| 10 | その他 | | | | | | 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |

別記第4号様式

入 札 辞 退 届

工事番号 第 号

工 事 名

工事場所

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は
名 称

代表者氏名

印

西原村長 様